

# 今月の税務トピックス

## (雑所得を生ずべき業務に係る所得税)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



### はじめに

ICT（情報通信技術）の進展により、個人等が保有する活用可能な資産等（スキル・時間等の無形なものを含みます。）をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動（いわゆるシェアリング・エコノミー）が急速に広がりを見せています。これら増加の要因の一つには、働き方改革の一環により給与所得者であるシェアリング・エコノミーの提供者が兼業及び副業としてプラットフォーマー（いわゆるインターネット上のマッチング事業者）を介して匿名で手軽に経済活動を行うことが可能となったことが考えられます。反面、シェアリング・エコノミー提供者の中告漏れ所得が多額となっているとの問題点も課税庁から指摘されていました。

そこで、令和2年度税制改正では、シェアリング・エコノミーの提供者に対する適正な課税の確保のため、雑所得を生ずべき業務に係る所得税の見直しが行われました。

本稿では、この見直された雑所得を生ずべき業務に係る所得税について解説します。

### I 小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期の特例

雑所得を生ずべき業務を行う居住者でその年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円以下であるものは、その年分のその業務に係る雑所得の金額（山林の伐採又は譲渡に係るものを除きます。）の計算上総収入金額及び必要経費に算入すべき金額を、その業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額とすることができます（所法67②、所令196の2）。

なお、本特例の適用を受けようとする年分の確定申告書を提出する場合には、その申告書にその適用を受ける旨の記載をする必要があります（所令197③）。

### II 確定申告書の現金預金取引等関係書類の保存義務

その年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者等で、その年の前々年分のその業務に係る収入金額が300万円を超えるものは、これらの雑所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を記載した現金預金取引等関係書類を5年間保存しなければなりません（所法232②、所規102⑧）。

なお、「現金預金取引等関係書類」とは、居住者等が雑所得を生ずべき業務に関して作成又は受領した請求書、領収書その他これらに類する書類（その写しを含みます。）のうち、現金の収受若しくは払出し又は預貯金の預入若しくは引出しに際して作成されたものとされます（所規102⑦）。

### III 確定申告書の添付書類の見直し

その年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者でその年の前々年分のその業務に係る収入金額が1,000万円を超えるものが確定申告書を提出する場合には、その雑所得に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した収支内訳書をその確定申告書に添付しなければなりません（所法120⑥）。

なお、この収支内訳書の作成及び記載方法は、事業所得等を有する者に係る収支内訳書と同様とされます（所規47の2）。

### IV 適用関係

上記IからIIIの改正は、令和4年分以後の所得税について適用されます（令和2年改正法附則5、7③、11）。

### おわりに

シェアリング・エコノミーの提供者に対する適正な課税の確保のため、雑所得を生ずべき業務に係る雑所得の範囲を明確化する「所得税基本通達の制定について」の一部改正（法令解釈通達：課個2-21他）が令和4年10月7日に発達されました（所基通35-2）。

その主な内容としては、①業務に係る雑所得の範囲に営利を目的として継続的に行う資産の譲渡から生ずる所得が含まれること、②事業所得と業務に係る雑所得の判定について、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定すること、③その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がないときには、業務に係る雑所得（資産（山林を除きます。）の譲渡から生ずる所得については、譲渡所得又はその他雑所得）に該当すること、④その所得に係る収入金額が300万円を超えるような規模で行っているときには、帳簿書類の保存がない事実のみで所得区分を判断せず、事業所得と認められる事実があれば事業所得に該当すること等が紹介されています。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。